

## 沖縄占領と宗教法人

中野 毅

宗教団体が沖縄においては本土復帰の一九七二(昭和四七)年五月一五日まで存続していた。この事実およびその意義・影響等について、これまではほとんど語られることはなかった。

沖縄は、第二次大戦末期一九四五年三月二六日の慶良間諸島への米軍上陸、四月一日の沖縄本島への上陸とその後地上戦での日本軍の敗北によって、米国の軍事的政治的支配下に置かれた。上陸に伴い米太平洋艦隊司令長官・海軍元帥ニミッツは軍政府布告第一号(通称、ニミッツ布告)を公布して奄美群島以南の南西諸島地域における日本政府の行政権と司法権を停止し、五日には読谷村に軍政府を設立した。同布告は、また沖縄に適用されていた法令等は、米国軍の沖縄統治政策に反しない限りにおいて、そのまま維持することを指令した。その結果、宗教団体との関連では、GHQによる人権指令によって治安維持法等とともに戦前の悪法の代表とされた「宗教団体法」(一九三九年法律七七号)が本土復帰まで生き残り、戦後二十七年を経て、やっと姿を消したのである。

この宗教団体法下で法人として認可された宗教団体は、どの位あったのか。琉球政府の報告によると、仏教系二二、キリスト教系二四、諸教五、計五一で、未認可のまま宗教活動を行なっているものとして把握されているものに、仏教系八、キリスト教系四四、計五二があった。沖縄県公文書館で発見した「Halvey 宛文書」ではもっと多く、宗教法人のみで一〇一と

なっている。

沖縄における当時の宗教法人に関して興味深い点は、以下の三点である。①宗教団体法のもとでは神社は宗教法人になることができず、氏子たちによる奉賛会等が社団法人となっていた。②宗教法人の数が少ない。③新宗教系の宗教団体が複数「宗教法人」となっていた(立正佼成会、創価学会、生長の家、世界救世教、ピーエル教団、天理教)。

復帰に伴って、沖縄の宗教団体には本土の「宗教法人法」が適用されることになった。その際の最大の懸案事項は、宗教法人となれなかった神社等を、いかにして宗教法人法の下で法人化するかという問題であった。日本政府は「沖縄の神社明細帳」の有無を文書で問い合わせたが、無くなっていることが分かり、本土の文化庁宗務課を中心に必要とされる宗教団体等についての調査と調整を進めた。その結果、沖縄における神社明細帳を調整・復活すること、護国神社へ戦没者を簡略に合祀する方法、財団法人・社団法人となっている宗教関係団体を、宗教法人として事前に認可しておくこと等の献策を行った。これを受けて、一九七二年四月、琉球政府は神社明細帳を復旧し、「公報」(第三六号)に掲載した。

最後に。①沖縄は本土に比して宗教法人数が少ない。その原因の一つが、監督権限の強い宗教団体法が存続していたためである。②新宗教諸教団が宗教法人となれたのは、琉球政府章典で「宗教の自由」「政教分離」が謳われるなど、監督権者側で「宗教の自由」の重要性を認識していたためと考えられる。③宗教法人の移行が迅速に行われたのは宗務課の存在が大きい。

しかし、その業務は逸脱していた可能性がある。④宗教団体が本土復帰まで存続していた事実も含め、沖縄の宗教制度について語られることがなかったのは何故なのか、未だに疑問である。終戦直後には占領軍による改革へ忙殺されていたことは理解できても、復帰後においても、対応実務に携わった諸兄からも聞くことはなかった。沖縄の抱える諸問題への、我々自身の認識不足、鈍感さを改めて反省しなければならない。

#### 琉球政府立法院の宗教法人法参考案

大澤 広嗣

本報告は、琉球政府立法院の第四十回定例議会にて勧告された宗教法人法の立法、及び勧告理由書に添付された宗教法人法参考案について論じるものである。

米軍施政権下の琉球政府では、本土で廃止された宗教団体会法(昭和十四年法律第七十七号)並びに宗教団体会法施行令(昭和十四年勅令第八百五十六号)及び宗教団体会法施行規則(昭和十五年文部省令第一号)を適用して宗教行政を行っていた。日本国憲法第二十条に準じて、琉球政府章典(一九五二年米国民政府布令第六十八号)の第六条には「宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と記されていたが、大日本帝国憲法を根拠に制定された宗教団体会法は、監督規定が多く運用に支障があった。宗教行政を所掌する琉球政府文教局では一九六〇年代初頭より宗教法人法の立法に向けて調査を始めたが、立法院での立法には至らなかった。初の主席公選で無所属の野党統一候補として当選した屋良朝苗が、一九六八年十二月に第五代行政主

席となった直後に状況が動いた。

第四十回定例議会(一九六九年二月―八月)の開会期間中の同年三月十日付で、行政主席の屋良朝苗は、立法院議長の星克に対して宗教法人法の立法勧告を行った。受理した議長は、本案件を文教社会委員会(八人)に付託して、同月十八日の委員会で「宗教法人法(勧告)」が議題となった。同日は参考人として琉球政府文教局から指導部長、同部社会教育課長、同課教育指導主事の三人が招致された。委員会では、資料として勧告理由書と宗教法人法参考案が配布されたが、全十章八十七条からなる参考案は、全十章八十九条の本土の宗教法人法(昭和二十六年法律百二十六号)の施行当時とほぼ同じ内容であった。参考人から勧告理由として、宗教団体会法は信教の自由が制限され、早期に立法したい旨が説明された後に、委員である沖縄自由民主党や沖縄社会大衆党などの立法院議員から質疑応答があった。同年八月に第四十回定例議会が終了したが、宗教法人法の立法調査は議会閉会中の継続審査として決定した。文教社会委員会では議員四人を本土に派遣して、宗教法人法の実状を調査した。第四十二回定例議会(一九七〇年二月―八月)で、「宗教法人法(立法調査)」が案件となり、文教社会委員会に付託されたが、開会中には審査を行うに至らず、審査未了で廃案となった。筆者の聴取調査によれば、ある関係者は、本土復帰に近いこともあり、立法院の多数派は、宗教法人法の立法に積極的ではなかったと証言する。

立法院での法案の廃案後、文教局では宗教団体会法に基づく宗教法人の切替措置について、日本国政府との間で連絡調整を進